平成２４年（フ）第１６４号
宮崎県都城市高城町四家614番地
債務者　黒木　博征
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１３９号
鹿児島県鹿児島市与次郎２丁目３―33　エクセラントメゾンⅡ902号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市郡元町１番８号アビターレ郡元302号
債務者　石堂　咲子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３６号
秋田県山本郡八峰町八森字八森80番地１夕凪第２団地Ｄ棟３号
債務者　岡本　博子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１７５号
茨城県守谷市立沢197番地の104　エンゼルハイツ201
債務者　渡邉　藤美
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
千葉県館山市沼1046番地の４　シーヴィレッジよしのり212号
債務者　井上真喜子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第４３２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番28―601号
債務者　家庭料理いろりこと　赤木　澄子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３５号
兵庫県宝塚市川面５丁目５番17号川面テラスハウス102
債務者　岡本　和純
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６７３号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目53番地さくら荘101号、前住所和歌山県橋本市紀見ヶ丘２丁目11番12号
債務者　尾形　俊和
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６８７号
兵庫県西宮市獅子ヶ口町１番16―201号
債務者　千葉　秀樹
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６８８号
兵庫県西宮市獅子ヶ口町１番16―201号
債務者　千葉　妙子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６８９号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目７番10号アミューズ日進301、前住所兵庫県尼崎市御園２丁目３番26号ラシュレ塚口1101
債務者　大西砂恵子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７２１号
兵庫県尼崎市大庄中通２丁目52番地杉本アパート16号
債務者　門脇　　隆
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０８号
山口県光市光井６丁目１番29号、前住所山口県光市光井４丁目９番22号
債務者　杉原　伸恒
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１１４号
山口県下松市美里町４丁目４番13号、前住所山口県下松市大字西豊井1340番地16
債務者　川本由希恵（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第９５号
愛媛県宇和島市宇和津町３丁目３番28号コーポ浅野103号
債務者　冨永　豊文
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第９８号
愛媛県宇和島市三間町金銅333番地
債務者　丸川　麻里
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部